

## 6 騒音・振動・悪臭関係資料

表 6-1-1 一般地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分		当該地域
	昼間	夜間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- (注) 1 地域類型の区分は、おおむね次のとおりである。  
 A：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域、田園住居地域および第一種、第二種中高層住居専用地域  
 B：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域  
 C：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域  
 2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表 6-1-2 道路に面する地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- (注) 1 AA地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。  
 2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

- (注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下）によることができる。  
 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。  
 3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15メートル、2車線を超える道路にあっては20メートルまでをいう。  
 4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表 6-1-3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	当該地域
I	70 デシベル 以下	新幹線鉄道の軌道中心線から両側300メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定に基づく用途地域(以下「用途地域」という。)の定めのある地域については、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域および準住居地域、用途地域の定めのない地域については、主として住居の用に供される地域
II	75 デシベル 以下	沿線区域のうち、用途地域の定めのある地域については、近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域、用途地域の定めのない地域については、主として商工業の用に供される地域

(注) 沿線区域のうち、次の区域については該当区域から除くものとする。

- (1) トンネル区間(ただし、トンネルの出入口からトンネル中央方向150メートルの区間は除く。)
- (2) 河川区域
- (3) 用途地域の定めのない地域のうち、山林、原野、農用地等新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要のない地域

表 6-2 騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

- (注) (区域の区分) a : おおむね都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域  
 b : おおむね都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域  
 c : おおむね都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域  
 (時間の区分) 一般地域に係る環境基準と同様

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
7 5 デシベル以下	7 0 デシベル以下

表 6-3 騒音規制法に定める特定工場等から発生する騒音の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

- (注) (区域の区分) 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。  
 (おおむね都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域。)  
 第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。(おおむね都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域。)  
 第 3 種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。(おおむね都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域および準工業地域)  
 第 4 種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。(おおむね都市計画法に基づく工業地域。)  
 (時間の区分) 朝：午前 6 時から午前 8 時まで、昼間：午前 8 時から午後 7 時まで  
 夕：午後 7 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで  
 (そ の 他) 第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

表6-4 騒音規制法に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	騒音の 大きさ	夜間または 深夜作業 の禁止	1日の 作業時間 の制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
① くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 まで  第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時 まで	第1号区域 1日につき 10時間  第2号区域 1日につき 14時間	同一場所 において 連続 6日 間	日曜日、 その他 の 休 日	もんけん、圧入式くい打くい抜機またはくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
② びょう打機を使用する作業						
③ さく岩機を使用する作業						作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
④ 空気圧縮機を使用する作業						電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15kW以上のものに限る。(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
⑤ コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業						混練機の混練量がコンクリートプラントは、0.45m <sup>3</sup> 以上、アスファルトプラントは、200kg以上のものに限る。(モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
⑥ バックホウを使用する作業						原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
⑦ トラクターショベルを使用する作業						原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
⑧ ブルドーザーを使用する作業						原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 6から8の作業にあつては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

表 6-5 福井県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 5 種 区 域	7 0 デシベル	7 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル
そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 5 デシベル

- (注) (区域の区分) 第1種区域： 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域または田園住居地域。  
 第2種区域： 都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。  
 第3種区域： 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。  
 第4種区域： 都市計画法に基づく工業地域。  
 第5種区域： 都市計画法に基づく工業専用地域。  
 その他の区域： 上記に掲げる区域以外の区域。
- (時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで、昼間：午前8時から午後7時まで  
 夕：午後7時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
- (そ の 他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

表 6-6 福井県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分	
	午後11時から翌日午前0時まで	午前0時から午前5時まで
第 1 種 区 域 お よ び 第 2 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域、第 5 種 区 域 お よ び そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

- (注) 1 規制の対象は、「飲食店営業（風俗営業法で規制されているものおよび祭礼その他地域の慣習となっている行事における営業を除く。）」、「ボーリング場営業」、「カラオケボックス営業」および「車両洗浄装置を使用または使用させる営業」。
- 2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表 6-7 振動規制法に定める道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種 区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区域	70 デシベル	65 デシベル

(注) (区域の区分) 第1種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域および第2種区域  
 第2種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第3種区域および第4種区域  
 (時間の区分) 昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで  
 (その他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

表 6-8 振動規制法に定める特定工場等から発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間：午前6時から午後10時まで	夜間：午後10時から翌朝6時まで
第 1 種 区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区域	65 デシベル	60 デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じ。

表 6-9 振動規制法に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考		
	振動の 大きさ	夜間または 深夜作業 の禁止	1日の 作業時間 の制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止			
① くい打機、 くい抜機ま たはくい打 くい抜機を 使用する作 業	75 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他の 休日	もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜 機、圧入式くい打 くい抜機を除く。		
② 鋼球を使用 して建築物 その他の工 作物を破壊 する作業								
③ 舗装版破碎 機を使用す る作業						第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時 まで	第2号区域 1日につき 14時間	作業地点が連続的に移 動する作業にあつて は、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
④ ブレーカー を使用する 作業								

(注) (区域の区分) 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。  
第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。  
(その他) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

表6-10 自動車交通騒音測定結果(平成30年度)

No.	調査路線名	評価区間	騒音測定地点	測定開始日	騒音測定結果 Leq(dB)		車線 数	評価 区間 距離 (km)	住居 戸数 (戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
					昼(dB)	夜(dB)				昼間・夜間 とも	昼間に ついて	夜間に ついて	昼間・夜間 とも	昼間に ついて	夜間に ついて
1	北陸自動車道	坂井市丸岡町川上～丸岡町小黒	坂井市丸岡町与河	H30.11.20	58	55	4	4	24	24	24	100	100	100	
2	一般国道8号線	新保町～米松2丁目	福井市米松	H30.10.17	70	69	4	2.8	305	238	242	238	100	98.3	
		米松2丁目～和田2丁目								304	261	261	99.7	85.6	
3	一般国道8号線	福井市和田2丁目～和田2丁目	鯖江市定次町	H30.9.18	73	69	4	1.8	172	23	29	23	100	79.3	
		鯖江市柳町4丁目～定次町								143	145	143	84.3	83.1	
4	一般国道27号	敦賀市岡山町～若葉町	敦賀市若葉町	H30.10.24	70	65	4	0.6	54	172	172	172	100	100	
		敦賀市若葉町～助生野								54	54	54	100	100	
5	一般国道27号	小浜市平野～太興寺	小浜市伏原	H30.11.8	72	69	2	1.9	40	40	40	40	100	100	
		小浜市東市場～湯岡								176	179	176	98.3	98.3	
6	一般国道27号	高浜町下車持～和田	おおい町本郷～小堀	H30.11.5	69	66	2	2.5	40	34	40	34	100	85.0	
		おおい町本郷～本郷								22	22	22	100	100	
7	一般国道157号	おおい町本郷～本郷	おおい町長井	H30.11.5	69	66	2	0.8	80	69	74	69	86.3	86.3	
		おおい町長井～本郷								43	51	43	84.3	84.3	
8	一般国道158号	勝山市狩野～大渡	勝山市平泉寺町	H30.12.12	65	58	4	2.3	15	15	15	100	100		
9	一般国道365号	福井市和田2丁目～稲津町	越前市和田東	H30.10.17	70	63	4	2.8	169	167	169	167	98.8	98.8	
		越前市元町～本町								99	99	99	100	100	
10	一般国道417号	鯖江市柳町4丁目～桜町2丁目	鯖江市本町	H30.10.2	62	55	2	1.4	267	265	266	265	99.3	99.3	
11	主要地方道6号福井四分浦線	福井市照手1丁目～明里町	福井市明里町	H30.10.16	68	62	2	1.5	533	532	532	533	99.8	100	
		福井市若杉4丁目～久喜津町								103	103	103	100	100	
12	主要地方道11号福井停車場線	福井市大手3丁目～大手3丁目	福井市大手	H30.10.16	64	55	6	0.5	12	12	12	100	100		
13	主要地方道29号福井停車場線	あわら市花乃杜～大溝	あわら市花乃杜	H30.7.2	63	56	2	1.1	61	61	61	100	100		
14	一般都道府県道111号船橋松岡線	福井市船橋町～中之郷町	-	-	-	-	2	5.3	478	478	478	100	100		
15	一般都道府県道185号鯖江清水線	鯖江市神中町2丁目～神明町3丁目	鯖江市神中町	H30.10.9	59	52	4	1.0	118	118	118	118	100	100	
		福井市開発5丁目～高柳2丁目								174	174	174	100	100	
16	一般都道府県道268号森田丸岡線	森田丸岡線	鯖江市開発町	H30.10.18	58	54	4	1.6	174	174	174	100	100		
17		評価範囲全体(17路線24区間)			21.3		3439	21.3	3323	3403	3324	96.6	99.0	96.7	

(資料:環境政策課)





表6-13 特定施設届出状況（振動規制法）  
（平成31年3月31日現在）

施設種類	平成31年3月31日現在										合計											
	1 項	2 項	3 項	4 項	5 項	6 項	7 項	8 項	9 項	10 項												
金属加工機械	工場数	151	710	3	14	87	2,164	0	0	6	7	27	76	0	1	9	118	2	2	344	3,243	
圧縮機	工場数	18	38	0	0	1	48	2	4	3	3	6	28	0	0	1	52	0	0	57	50	319
ふるい等	工場数	2	34	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	7	0	0	0	12	108
土石用破砕機	工場数	0	21	0	0	10	897	0	0	2	2	3	19	0	0	0	0	0	0	1	17	940
印刷機械	工場数	1	46	3	47	66	4,298	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	0	0	0	79	4,403
ゴム練等用のローラー機	工場数	26	64	2	8	57	2,605	0	0	0	0	5	13	0	5	3	13	1	5	115	2,993	
合成樹脂射出成形機	工場数	1	20	0	0	10	315	0	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	0	19	343
鋳造型機	工場数	57	253	3	12	95	2,952	0	0	4	4	12	28	1	13	4	30	0	0	0	207	3,467
織機	工場数	1	15	0	0	248	4,539	0	0	1	2	1	4	0	0	1	22	0	0	0	259	4,583
コンクリートブロックマシン等	工場数	0	6	0	0	51	1,274	0	0	0	0	4	11	0	0	0	0	0	0	0	58	1,291
木材加工機械	工場数	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10
印刷機械	工場数	1	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	19
合計	工場数	161	772	12	82	625	19,092	2	4	20	29	61	187	1	19	22	247	4	65	1,169	21,719	

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表6-14 特定建設作業届出状況（振動規制法）  
（平成30年度）

作業種類	平成30年度										合計	
	市町名	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市		越前町
1 項	くい打機等を使用する作業	7	1	0	1	0	0	3	1	1	0	14
2 項	鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 項	舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 項	ブレーカーを使用する作業	58	7	1	0	2	2	5	4	7	2	88
合計		65	8	1	1	2	2	8	5	8	2	102

(資料：環境政策課)

表6-15 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類	規制基準	
	A区域	B区域
アンモニア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルパレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソパレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

(注) A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表6-16 福井県公害防止条例に定める特定施設に係る悪臭の規制基準

規制基準	臭気指数 18
------	---------

(注) 「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値

$$Y = 10 \cdot \log X$$

Y：臭気指数

X：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数

表6-17 福井県公害防止条例に定める悪臭に係る特定施設

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	牛、豚（生後2月未満のものを除く。）または鶏（生後30日未満のものを除く。）の飼養場（牛にあつては10頭以上、豚にあつては50頭（繁殖豚にあつては5頭）以上、鶏にあつては1,000羽以上の飼養の用に供するものに限る。）において用いる施設であつて、次のいずれかに該当するもの ① 飼養施設 ② 飼料調理施設（加熱して調理するものに限る。） ③ ふん尿処理施設
2	けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いる施設であつて、次のいずれかに該当するもの ① 乾燥施設 ② 焼却施設
3	死亡獣畜取扱場において用いる施設であつて、次のいずれかに該当するもの ① 解体室 ② 汚物処理施設 ③ 焼却炉
4	化製場（魚介類または鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の工場を含む。）において用いる施設であつて次のいずれかに該当するもの ① 原料処理施設（原料貯蔵室および化製室を含む。） ② 煮熟施設 ③ 圧搾施設 ④ 汚物処理施設 ⑤ 乾燥施設

表6-18 悪臭に係る特定施設届出状況（福井県公害防止条例）

（平成31年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		合 計	
	動物の飼養の用に供するもの		けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いるもの		死亡獣畜取扱場において用いるもの		化製場において用いるもの			
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福 井 市	11	40	2	4	0	0	0	0	13	44
敦 賀 市	10	17	0	0	0	0	0	0	10	17
大 野 市	4	13	0	0	0	0	0	0	4	13
勝 山 市	4	16	0	0	0	0	0	0	4	16
あ  わ  ら  市	6	13	0	0	0	0	0	0	6	13
越 前 市	12	28	1	1	0	0	0	0	13	29
坂 井 市	27	114	0	0	0	0	0	0	27	114
池 田 町	3	11	0	0	0	0	0	0	3	11
南越前町	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
越 前 町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
美 浜 町	4	5	0	0	0	0	0	0	4	5
お  お  い  町	1	3	0	0	0	0	0	0	1	3
若 狭 町	6	14	0	0	0	0	0	0	6	14
合 計	89	275	4	6	0	0	0	0	93	281

（資料：環境政策課）